

議案第29号

骨髓移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日

提出者 目黒区議会議員

石 川 恭 子

田 島 けんじ

武 藤 まさひろ

小 林 かなこ

いいじま 和 代

青 木 早 苗

宮 澤 宏 行

岩 崎 ふみひろ

お の せ 康 裕

骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性の血液疾患等に対する有効な治療法と言われている。この治療には安全な骨髄及び末梢血幹細胞の安定的かつ公平な提供と、任意による提供の保証が確立されなければならない。そのために「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となって、広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業（以下「本事業」という。）が、実施されている。

本事業におけるドナー登録者数は平成29年12月末現在で48万人を超え、患者とのヒト白血球抗原（HLA）の初回検索適合率は9割を超えているが、移植率は6割未満にとどまっている。つまり多くの善意に支えられて、移植可能性が高いにも関わらず実際の移植に至る数は少ない。その要因は様々にあるが、ドナーの健康問題という制度の根幹にかかわる当然の要因は別として、被雇用者がドナーとなる場合の、本人及び事業者の負担については改善の必要がある。

本事業では、骨髄等の提供のための検査や入院等の費用について、ドナーの負担はない。また万一、骨髄等の提供に伴う健康被害が生じた場合でも、骨髄バンク団体障害保険による保険金が支払われる。このようにドナーに負担をかけない制度になっていることは法の趣旨に叶い評価できる。

しかし、ドナーが検査や入院等で仕事を休業した場合の、本人及び事業者への補償は、一部の地方公共団体や企業を除いて行われていない。

これは善意の提供者による有給休暇などの活用に頼った制度設計である。この仕組みは、経済活動の現場においては、善意の提供者（被雇用者）とその理解者（事業者）に負担を強いることになってしまっており、なかでも我が国の企業の大半を占める中小企業においては、善意の提供者（被雇用者）が、職場への遠慮等、提供に必要な休暇の取得等を躊躇する要因があるばかりでなく、派遣労働を含め雇用形態が多様化し、経済情勢も日々変動しているなか、休暇の取得自体が利益減（収入減）に直結する中小企業事業者も少なくない。

目黒区は、法の制定趣旨に鑑み平成29年度に提供者と事業者に対する補償事業を実施している。全国的にドナーが安心して骨髄等を患者に提供できる仕組みが求められている今日、この制度は法の趣旨からも、自治体間の公平を図る上からも全国的に実施されるべきものである。

よって目黒区議会は、国及び政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、打合わせ等のために休業する場合の補

償制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月8日

目黒区議会議長 佐藤 昇

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
厚生労働大臣	